

土地改良長期計画実績把握調査実施要領

第1 趣旨

土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）では、「人口減少下で持続的に発展する農業」、「多様な人が住み続けられる農村」を目指す姿とし、以下の3つの政策課題に対応した5つの政策目標を掲げ、計画的に土地改良事業を実施していくこととしている。

政策課題1：生産基盤の強化による農業の成長産業化

政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

政策目標2 高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

政策課題2：多様な人が住み続けられる農村の振興

政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

政策課題3：農業・農村の強靱化

政策目標4 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

政策目標5 ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進

これら政策目標ごとに達成に向けて講ずべき施策を示すとともに、別表に掲げる「施策の成果目標」及び「事業量」を設定している。本調査は、「施策の成果目標」及び「事業量」の進捗状況等について調査を行い、土地改良事業の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする。

第2 調査の内容

1 「施策の成果目標」に係る実績値の把握

(1) 政策目標1

ア 農地の整備を実施する地区のうち事業完了した地区を対象として、担い手

の米生産コストにおける労働費が事業実施前後で4割削減または2,500円/60kgまで削減する地区の割合について調査を行う。

イ 農地の整備又は農業用排水施設の整備を実施する地区のうち調査対象年度に新規に着手する地区を対象として、スマート農業の実装を可能とする基盤整備（大区画化、パイプライン化、ターン農道の整備等）を実施する地区の割合について調査を行う。

ウ 農地の整備を実施する地区のうち事業完了した地区を対象として、担い手への農地集積率及び担い手経営面積に対する集約化率について調査を行う。

エ 農地の整備を実施する地区のうち事業完了した地区を対象として、設立した農業法人数の増加率について調査を行う。

オ 多面的機能支払交付金を活用した関係市町村のうち、担い手への農地集積率が向上した市町村の割合について調査を行う。

(2) 政策目標 2

ア 農地の整備を実施する地区のうち事業完了した地区及び調査対象年度に新規に着手する地区を対象として、高収益作物の生産額が一定程度（2割以上）増加した地区の割合について調査を行う。

イ 農地の整備を実施する地区のうち事業完了した地区を対象として、水田における高収益作物の作付面積の割合の増加率について調査を行う。

ウ 農地の整備を実施する地区のうち事業完了した地区を対象として、農地における耕地利用率について調査を行う。

(3) 政策目標 3

ア 農業農村整備事業等を活用して整備した小水力・太陽光・風力発電（以下、「小水力等発電」という。）施設を対象として、土地改良区が管理している農業水利施設等の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等発電施設の発電電力量の割合について調査を行う。

イ 多面的機能支払交付金を活用した地域共同活動を対象として、全組織の取組面積に占める広域的な実施体制を整備した組織の取組面積の割合について調査を行う。

ウ 都道府県、市町村及び土地改良区等が農道として管理している橋梁及びトンネル（以下、「農道橋及び農道トンネル」という。）を対象として、個別施設計画に基づき保全対策に着手した農道橋及び農道トンネルの割合について調査を行う。

エ 現在供用中の農業集落排水施設を有する地区を対象として、最適整備構想に基づき保全対策に着手した地区の割合について調査を行う。

オ 現在供用中の集落排水施設（農業、漁業、林業）、下水道、簡易排水施設、コミュニティプラントを有する地区を対象として、集約による広域化に取り組んだ地区数を調査する。

カ 土地改良区連合を含む土地改良区を対象として、現員理事数に占める女性の割合について調査する。

キ 多面的機能支払交付金を活用した地域共同活動を対象として、農地・農業用水等の保全管理への参加者数に占める農業者以外の割合について調査を行う。

ク 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用した地域共同活動を対象として、農地・農業用水等の保全管理の参加者数について調査を行う。

(4) 政策目標 4

ア 防災重点農業用ため池を対象として、劣化状況評価を完了した施設の割合について調査を行う。

イ 全国の田んぼダムに取り組む水田の面積について調査を行う。

ウ 防災重点農業用ため池を対象として、ハザードマップ又は浸水想定区域図を策定した施設の割合について調査を行う。

エ 耐震化計画に基づき耐震対策が早期に必要と判明している重要度の高い国営造成施設を対象として、対策に着手した施設の割合について調査を行う。

オ 各種防災事業を対象として、事業により湛水被害等のおそれが解消された農地及び周辺地域の面積について調査を行う。

(5) 政策目標 5

ア 基幹的農業用排水施設を対象として、機能保全計画等に基づき更新等に着手した施設の割合について調査を行う。

イ 基幹的農業用排水施設の更新等の整備に着手する事業のうち、機能向上を主たる目的とする更新事業を除いた事業を対象として、施設の統廃合やエネルギー消費量の大きいポンプ場等を省エネ型施設に更新する等により維持管理費を節減する地区の割合について調査を行う。

ウ 農業農村整備事業のうちストックマネジメントに関する新技術を開発した件数について調査を行う。

2 「事業量」に係る実績値の把握

(1) 政策目標 1

ア 水田の汎用化を実施する事業を対象として、調査対象年度の整備面積について調査を行う。

イ 水田の畦畔除去等による区画拡大も含めた農地の大区画化を実施する事業を対象として、調査対象年度の整備面積について調査を行う。

ウ 畑地の区画整理、排水改良等又は畑地かんがい施設の整備を実施する事業を対象として、調査対象年度のそれぞれの整備面積について調査を行う。

エ 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用した地域共

同活動を対象として、農地・農業用水等の保全管理の取組面積について調査を行う。

(2) 政策目標 2

(1)と重複しているため省略。

(3) 政策目標 3

ア 農業水利施設を活用した小水力等発電施設の整備地区を対象として、発電電力量について調査を行う。

イ 農道橋及び農道トンネルを対象として、保全対策に着手する施設数について調査を行う。

ウ 現在供用中の農業集落排水施設を有する地区を対象として、施設の更新に着手する地区数について調査を行う。

エ 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用した地域共同活動を対象として、農地・農業用水等の保全管理の取組面積について調査を行う（再掲）。

(4) 政策目標 4

ア 防災重点農業用ため池を対象として、劣化状況評価を完了した施設数について調査を行う。

イ 防災重点農業用ため池を対象として、ハザードマップまたは浸水想定区域図を策定した施設数について調査を行う。

ウ 耐震対策が早期に必要と判明している重要度の高い国営造成施設を対象として、調査対象年度に耐震対策に着手した施設数について調査を行う。

エ 各種防災事業を対象として、当該事業の実施地区数について調査を行う。

(5) 政策目標 5

ア 基幹的農業用排水施設の更新等の整備を実施する事業を対象として、調査対象年度に更新等に着手した水路延長及び施設数について調査を行う。

イ 基幹的農業用排水施設の更新等の整備に着手する事業のうち、機能向上を主たる目的とする更新事業を除いた事業を対象として、施設の統廃合やエネルギー消費量の大きいポンプ場等を省エネ型施設に更新する等により維持管理費を節減する地区数について調査を行う。

3 実績値のとりまとめ

1及び2により得られた実績値についてとりまとめ、土地改良長期計画が掲げる「施策の成果目標」及び「事業量」の目標値に対する進捗状況を整理する。

第3 調査実施主体等

1 「施策の成果目標」及び「事業量」に係る実績値の把握

農林水産省農村振興局及び地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を調査実施主体とし、都道府県、市町村、独立行政法人水資源機構等の協力を得て実施する。

本調査の実施に当たつて、地方農政局等は、調査の方法及び調査結果について、都道府県、市町村等と密接な連携調整を図るものとする。

2 実績値のとりまとめ

農村振興局整備部設計課計画調整室が集約し、とりまとめを行う。

第4 調査の実施時期及び期間

本調査は、土地改良長期計画の計画期間（令和3年度から令和7年度までの5年間）における土地改良事業の実績値を把握するために必要な期間において、毎年度実施する。

別表 土地改良長期計画における施策の成果目標と事業量

施策の成果目標	事業量
(1) 政策目標 1	
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備完了地区（水田）における担い手の米生産コストの労働費が一定程度まで低減している地区の割合 約8割以上 ・ 基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合 約8割以上 <p>(活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 約8割以上 ・ 基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する集約化率 約9割以上 ・ 基盤整備完了地区において設立した農業法人数 約2倍以上 ・ 地域による農地・農業用水等の保全管理により構造改革の後押しが図られている地域の割合 10割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田の大区画化 約3.8万ha ・ 水田の汎用化 約8.8万ha ・ 畑の区画整理・排水改良 約3.3万ha ・ 畑地かんがい 約1.1万ha ・ 地域による農地・農業用水等の保全管理面積 約280万ha
(2) 政策目標 2	
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合 約8割以上 <p>(活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備着手地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合 約8割以上 ・ 基盤整備完了区域（水田）における事業実施前後での高収益作物の作付面積割合の増加率 約15%以上 ・ 裏作が可能な地域における基盤整備完了地区の耕地利用率 125%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策目標1と同じ

(3) 政策目標 3	
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合 約4割以上 ・ 地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合 約6割以上 <p>(活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手の割合 10割 ・ 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手の割合 10割 ・ 汚水処理施設の集約による広域化に取り組んだ地区数 約300地区以上 ・ 土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合 10%以上 ・ 地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率 約5割以上 ・ 地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数 延べ1,400万人・団体以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル 農道橋約50箇所、農道トンネル約10箇所 ・ 更新に着手する農業集落排水施設 約380地区 ・ 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量 約4,000万kWh ・ 地域による農地・農業用水等の保全管理面積 約280万ha（再掲）
(4) 政策目標 4	
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災重点農業用ため池における防災対策着手の割合 約8割以上 ・ 田んぼダムに取り組む水田の面積 約3倍以上 <p>(活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点農業用ため池の割合 10割 ・ 耐震対策が早期に必要と判明している重要度の高い国営造成施設における対策着手の割合 10割 ・ 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約21万ha以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフト対策を行う防災重点農業用ため池 約18,000箇所 ・ 防災対策に着手する防災重点農業用ため池 約37,000箇所 ・ 耐震対策に着手する国営造成施設 23箇所 ・ 各種防災対策の実施 約1,900地区

(5) 政策目標 5

(重要業績指標)

- ・更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 10 割
- ・更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合 10 割

(活動指標)

- ・新技術の開発件数 80 件以上

- ・更新に着手する基幹的農業水利施設水路約 1,200km、機場等約 260 箇所
- ・農業水利施設のストック適正化等に着手する地区 約 150 地区